

広島県告示第百六号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十五年二月十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
医療法人中山整形外科医院	広島市東区中山東一丁目五番八号	平成二八年二月一三日	更新
広島大学病院	広島市南区霞一丁目二番三号	平成二八年二月一三日	更新
シラネ外科・胃腸科	広島市安芸区中野東一丁目二番二九号	平成二八年二月一三日	更新
医療法人社団柚木外科医院	福山市神辺町大字川北九五四番地の四	平成二八年二月一三日	更新